

## とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、とっとり健康省エネ住宅性能基準（令和2年1月28日付第201900271095号鳥取県生活環境部長通知）を満たす住宅（以下「健康省エネ住宅」という。）の普及を図るため、健康省エネ住宅の設計又は施工に関する業務（以下「業務」という。）に一定の知見及び技術を有する事業者を登録（以下「登録」という。）、公表することについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
  - (2) 建築施工管理技士 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定のうち建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（別表）（四）に示す一級建築施工管理技士、又は二級建築施工管理技士（建築）に合格した者をいう。
  - (3) 建築実務者 次の各号のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、建築士法第15条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号）で指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後、建築士法第15条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号）で指定する建築に関する実務（以下「建築実務」という。）の経験を2年以上有する者
    - イ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を3年以上有する者
    - ウ 建築実務の経験を5年以上有する者
  - (4) 建築士事務所 建築士法第23条の3第1項に規定する知事の登録を受けている建築士事務所をいう。
  - (5) 建築工事業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築一式工事業の許可を受けている建設業者又はこれと同等と認められる建設業者であって、県内に本店、支店又は営業所を有するものをいう。
  - (6) 改修工事業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築一式工事業の許可を受けている建設業者又はこれと同等と認められる建設業者若しくは過去5年以内に住宅の新築又は改修工事（内外装のみの改修を除く）を元請けとして施工した十席を有する事業者であって、県内に営業所を有するものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法、建設業法、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

### (技術考査)

- 第3条 住宅政策課は、建築士、建築施工管理技士又は建築実務者が業務を行う上で必要な一定以上の知識を有するか否かを判定するための考査（以下「技術考査」という。）を実施するものとする。
- 2 技術考査は、健康省エネ住宅の新築における設計及び施工等に関する考査（以下「新築考査」という。）と既存住宅を健康省エネ住宅に改修する場合における設計及び施工等に関する考査（以下「改修考査」という。）を行うものとする。
  - 3 技術考査を受験する者は、受験までに住宅政策課が実施する健康省エネ住宅の断熱性能及び気密性能を確保するための設計及び施工等に関する技術講習会を受講しなければならない。

### (名簿への登録)

第4条 住宅政策課は、技術考査の受験者のうち、技術考査の結果をもとに業務を行う上で必要な一定以上の知識を有し合格と判定した者及び一般社団法人北海道建築技術協会が実施するBIS認定

試験に合格した者(以下「考査合格者等」という。)を考査合格者名簿(様式第1号)に登録し、これを保存しておくものとする。

- 2 前項のBIS認定試験に合格した者とは、考査合格者名簿登録申請書(様式第9号)にBIS認定試験に合格したことを証する書類を添えて住宅政策課に提出したものに限るものとする。
- 3 住宅政策課は、第一項の考査合格者を考査合格者名簿に登録し、当該受験者に対してその旨を通知するものとする。
- 4 住宅政策課は、技術考査の受験者のうち、不合格と判定した者にはその旨を通知するものとする。

(名簿からの削除)

第5条 住宅政策課は、前条第1項の規定により考査合格者名簿に登録した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、考査合格者名簿から削除するものとする。

- (1) 業務において不誠実な行為をしたとき。
  - (2) 不正な手段により技術考査を受験し、又はこれに得点していたとき。
  - (3) 自ら書面により考査合格者名簿からの削除を申し出たとき。
- 2 住宅政策課は、前項の規定により考査合格者を考査合格者名簿から削除したときは、当該考査合格者に対してその旨を通知するものとする。

(登録要件)

第6条 住宅政策課は、別表の第1欄に掲げる区分(以下「登録区分」という。)に応じ、同表の第2欄に掲げる要件(以下「登録要件」という。)を満たす事業者を登録することができる。

(登録申請)

第7条 前条の登録を受けようとする事業者は登録区分に応じた別表の第3欄の申請書に登録要件を備えていることを証する書類(以下「登録要件確認書類」という。)を添えて、住宅政策課に提出するものとする。なお、支店又は営業所を有する事業者はそれぞれについて登録を申請することができる。

(登録及び公表)

第8条 住宅政策課は、前条の規定による申請について登録区分に応じた登録要件を備えていると認めるときは、別表の第4欄の台帳(以下「登録台帳」という。)に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 事業者の名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名
  - (2) 事業者の登録区分及び公表番号
  - (3) 事業者に勤務する考査合格者名簿に登録されている者(以下「登録技術者」という。)の氏名
- 2 登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。
- 3 住宅政策課は、前項の有効期間中は、第1項の規定による公表(以下「事業者公表」という。)を継続するものとする。

(登録の更新)

第9条 登録の更新を受けようとする登録事業者は、有効期間満了日の30日前までに、登録事業者の登録区分に応じ別表の第3欄の申請書を住宅政策課に提出するものとする。この場合においては、登録要件確認書類の提出は省略することができる。

- 2 前条第1項の規定は、登録の更新について準用する。
- 3 前項の規定による登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間とする。

(台帳の作成)

第10条 住宅政策課は、登録台帳を事務所に備え置くものとする。

(変更の届出)

第11条 登録事業者は、登録要件及び第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、様式第8号により、速やかに住宅政策課に届け出るものとする。

2 住宅政策課は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに登録台帳及び事業者公表の内容を修正するものとする。

(登録の抹消)

第12条 住宅政策課は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消し、事業者公表を取りやめるものとする。

(1) 建築士事務所、建築工事業者又は改修工事業者でなくなったとき。

(2) 業務において不誠実な行為をしたとき。

(3) 第7条に掲げる要件を備えなくなったとき。

(4) 不正な手段により登録を受けていたとき。

(5) 前条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間内に行わなかったとき。

(6) 登録の有効期間が満了したとき。

(7) 様式第10号により、業者登録の抹消を届け出たとき。

2 住宅政策課は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該抹消に係る登録事業者に対してその旨を通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、住宅政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

1 登録区分	2 登録要件	3 申請書	4 登録台帳
新築建築士事務所	<p>(1) 建築士の資格を有し、新築考査の合格者として名簿に登録されている者（以下「登録新築設計技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録新築設計技術者が、健康省エネ住宅の設計に直接従事し、又は当該設計を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建築士法第26条第2項に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと</p>	とっとり健康省エネ住宅建築士事務所登録申請書（様式第2号）	建築士事務所登録台帳（様式第6号）
建築工事業者	<p>(1) 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、新築考査の合格者として登録されている者（以下「登録新築施工技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録新築施工技術者が、健康省エネ住宅の施工に直接従事し、又は当該施工を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。</p>	とっとり健康省エネ住宅建築工事業者登録申請書（様式第3号）	建築工事業者等登録台帳（様式第7号）
改修建築士事務所	<p>(1) 建築士の資格を有し、改修考査の合格者として名簿に登録されている者（以下「登録改修設計技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録改修設計技術者が、健康省エネ改修住宅の設計に直接従事し、又は当該設計を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建築士法第26条第2項に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと</p>	とっとり健康省エネ改修住宅建築士事務所登録申請書（様式第4号）	建築士事務所登録台帳（様式第6号）
改修工事業者	<p>(1) 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、改修考査の合格者として登録されている者（以下「登録改修施工技術者」という。）を雇用していること。</p> <p>(2) 登録改修施工技術者が、健康省エネ改修住宅の施工に直接従事し、又は当該施工を総括する立場で指導若しくは監督を行うこと。</p> <p>(3) 現に建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。</p>	とっとり健康省エネ改修住宅改修工事業者登録申請書（様式第5号）	建築工事業者等登録台帳（様式第7号）

様式第1号（第4条関係）

とっとり健康省エネ住宅考査合格者名簿

考査区分	登録番号	(ふりがな) 氏名	勤務先	連絡先	考査実施年月 日	名簿登録年月 日

様式第2号（第7条、第9条関係）

とっとり健康省エネ住宅建築士事務所登録申請書（新規・更新）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者  
（法人にあつては、名称及び代表者名）  
電話番号

とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱第7条及び第9条の規定により建築士事務所として登録（新規・更新）を申請します。

名称	名称 代表者氏名		
県内の事務所の所在地	郵便番号 住所 電話番号 電子メールアドレス @		
建築士事務所の登録	区分（一級・二級・木造）建築士事務所 登録番号（ ）登録年月日		
雇用する考査合格設計技術者	氏名	建築士の区分	登録番号
		（一級・二級・木造）	
		（一級・二級・木造）	
		（一級・二級・木造）	
処分の有無	建築士法に基づく事務所の閉鎖の期間に （該当しない。 ・ 該当する。 ）		

ホームページURLの県ホームページへの掲載希望（任意） ※以下の記入欄のURLを掲載します。	（有・無）
事務所ホームページURL記入欄	

添付書類（新規登録時に提出済みで変更のないものは省略可能）

- 1 考査合格設計技術者の建築士免許証の写し

<記入上の注意事項>

- ・考査合格設計技術者の建築士の区分の欄は該当するものを選んでください。
- ・行が不足する場合には適宜追加してください。

とっとり健康省エネ住宅建築工事業者登録申請書（新規・更新）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者  
（法人にあつては、名称及び代表者名）  
電話番号

とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱第7条及び第9条の規定により建築工事業者として登録（新規・更新）を申請します。

名称	名称 代表者氏名		
県内の事務所の所在地	郵便番号 住所 電話番号 電子メールアドレス @		
建築工事業の建設業の許可	区分（一般・特定）建設業 許可（大臣・知事）番号（ ）許可年月日		
雇用する考査合格 施工技術者	氏名	資格等	資格登録番号
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
処分の有無	建設業法による営業停止の期間に （該当しない。・該当する。）		

ホームページURLの県ホームページへの掲載希望（任意） ※以下の記入欄のURLを掲載します。	（有・無）
事務所ホームページURL記入欄	

添付書類（新規登録時に提出済みで変更のないものは省略可能）

- 1 考査合格施工技術者が建築士にあつては建築士免許証、建築施工管理技士にあつては合格証明書の写し、建築実務者にあつては別紙1の「建築実務経歴書」
- 2 建設業許可を個別に有しない支店・営業所の場合は、本店の建設業許可証と支店・営業所名、所在地が明記された登記事項証明書
- 3 建設業許可を有しない建設業者の場合は、別紙3の書類

<記入上の注意事項>

- ・考査合格施工技術者の資格等の欄は該当するものを選んでください。
- ・考査合格施工技術者の資格登録番号の欄は建築士又は建築管理技士の場合に記入してください。（建築実務者の場合には空欄とし、別紙「建築実務経歴書」を添付してください。）
- ・行が不足する場合には適宜追加してください。

様式第4号（第7条、第9条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅建築士事務所登録申請書（新規・更新）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者  
（法人にあつては、名称及び代表者名）  
電話番号

とっとり健康省エネ改修住宅設計・施工事業者登録要綱第7条及び第9条の規定により建築士事務所として登録（新規・更新）を申請します。

名称	名称 代表者氏名		
県内の事務所の所在地	郵便番号 住 所 電話番号 電子メールアドレス @		
建築士事務所の登録	区分（一級・二級・木造）建築士事務所 登録番号（ ）登録年月日		
雇用する考査合格設計技術者	氏 名	建築士の区分	登録番号
		（一級・二級・木造）	
		（一級・二級・木造）	
		（一級・二級・木造）	
処分の有無	建築士法に基づく事務所の閉鎖の期間に （該当しない。 ・ 該当する。 ）		

ホームページURLの県ホームページへの掲載希望（任意） ※以下の記入欄のURLを掲載します。	（有・無）
事務所ホームページURL記入欄	

添付書類（新規登録時に提出済みで変更のないものは省略可能）

- 1 考査合格設計技術者の建築士免許証の写し

<記入上の注意事項>

- ・考査合格設計技術者の建築士の区分の欄は該当するものを選んでください。
- ・行が不足する場合には適宜追加してください。

様式第5号（第7条、第9条関係）

とっとり健康省エネ改修住宅改修工事業者登録申請書（新規・更新）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者  
（法人にあつては、名称及び代表者名）  
電話番号

とっとり健康省エネ改修住宅設計・施工事業者登録要綱第7条及び第9条の規定により建築工事業者として登録（新規・更新）を申請します。

名称	名称 代表者氏名		
県内の事務所の所在地	郵便番号 住所 電話番号 電子メールアドレス @		
建築工事業の建設業の許可	区分（一般・特定）建設業 許可（大臣・知事）番号（ ）許可年月日		
雇用する考査合格 施工技術者	氏名	資格等	資格登録番号
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
処分の有無	建設業法による営業停止の期間に （該当しない。 ・ 該当する。 ）		

ホームページURLの県ホームページへの掲載希望（任意） ※以下の記入欄のURLを掲載します。	（有・無）
事務所ホームページURL記入欄	

添付書類（新規登録時に提出済みで変更のないものは省略可能）

- 1 考査合格施工技術者が建築士にあつては建築士免許証、建築施工管理技士にあつては合格証明書の写し、建築実務者にあつては別紙1「建築実務経歴書」
- 2 建設業許可を個別に有しない支店・営業所の場合は、本店の建設業許可証と支店・営業所名、所在地が明記された登記事項証明書
- 3 建設業許可を有しない建設業者の場合は、別紙2「住宅（新築・改修）工事実績調書」

<記入上の注意事項>

- ・考査合格施工技術者の資格等の欄は該当するものを選んでください。
- ・考査合格施工技術者の資格登録番号の欄は建築士又は建築施工管理技士の場合に記入してください。（建築実務者の場合には空欄とし、別紙「建築実務経歴書」を添付してください。）
- ・行が不足する場合には適宜追加してください。

(別紙1)

## 建築実務経歴書

年 月 日

鳥取県知事 様

建築実務等の経歴については下記のとおり相違ありません。

考査合格施工技術者

### 1 実務経歴

対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経歴期間	建築実務経歴年数
		年 月から 年 月まで	年 月
		年 月から 年 月まで	年 月
		年 月から 年 月まで	年 月

### 2 学歴 ※実務経歴が5年に満たない場合のみ、以下をご記入下さい。

学校名	学部名	学科・専攻名	在学期間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで

(別紙2)

## 住宅（新築・改修）工事実績調書

年 月 日

鳥取県知事 様

住宅の新築工事又は改修工事の実績については下記のとおり相違ありません。  
記載する改修工事には内外装のみの改修工事は含まれていません。

申請者  
(法人にあつては、名称及び代表者名)  
電話番号

### 1 実務経験

対象物件の 名称等	工事区分 (新築・改修 の別)	対象物件 の所在地	工事概要	工事期間
			面積 $m^2$ 主な内容 ・ ・ ・	から 年 月 年 月 まで
			面積 $m^2$ 主な内容 ・ ・ ・	から 年 月 年 月 まで
			面積 $m^2$ 主な内容 ・ ・ ・	から 年 月 年 月 まで

(別紙3)

書 面 の 名 称	確認欄		備考
	申請者 確認	審査時 確認	
営業所の外観及び事務所内の写真 外観（建物全景、看板、入口等）及び内部（営業所実態が確認できるもの）を撮影したものを。			
誓約書※1			
財務諸表※1			
常勤役員等の略歴書※1			
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書※1			
専任技術者の略歴書※1			
（申請者の）登記されていないことの証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）			
（申請者の）身分証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）			
「健康保険の加入状況」に関する確認書類※2			
健康保険 厚生年金保険	申請時直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し、 若しくはこれに準ずる資料		
雇用保険	申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより 申告した保険料の納入に係る領収証書の写し、若しくはこれらに 準ずる資料		

<注意事項>

※1 様式はとりネットHP (<https://www.pref.tottori.lg.jp/203974.htm>) よりダウンロードして下さい。

※2 「健康保険の加入状況」に関する確認書類は保険の加入義務がない場合にあつては提出不要です。

様式第6号（第10条関係）

とっとり健康省エネ住宅新築建築士事務所登録台帳

登録区分	公表番号	公表（更新） 年月日	事務所の名称、所在地、 代表者氏名、電話番号	建築士事務所の区 分及び登録番号	雇用する登録設 計技術者の氏名

様式第7号（第10条関係）

とっとり健康省エネ住宅建築工事業者等登録台帳

登録区分	公表番号	公表（更新） 年月日	事務所の名称、所在地、 代表者氏名、電話番号	建築工事業者の建 設業許可番号	雇用する登録施 工技術者の氏名

様式第8号（第11条関係）

とっとり健康省エネ住宅事業者登録事項変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者

（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話番号

下記のとおり、登録事項に変更がありましたので、とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱第11条の規定により届け出ます。

変更に係る事項	変更年月日	変 更 前	変 更 後

様式第9号（第4条関係）

とっとり健康省エネ住宅考査合格者名簿登録申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者  
電話番号

とっとり健康省エネ改修住宅設計・施工事業者登録要綱第4条の規定により考査合格者名簿への登録を申請します。

申請者概要	ふりがな 氏名	
	勤務先	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
BIS認定試験	受験日	年 月 日
	受験場所（都道府県）	
	受験番号	

添付書類

- 1 BIS認定試験合格通知書の写し

様式第10号（第12条関係）

とっとり健康省エネ住宅事業者登録抹消届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者

（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話番号

とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱第12条第1項第7号の規定により登録の抹消を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

登録抹消する事務所 の名称	名称 代表者氏名
登録抹消する県内 の事務所の所在地	郵便番号 住 所
登録区分 ※該当する登録区 分の（ ）に○	1. 新築建築士事務所 （ ）      2. 建築工事業者 （ ） 3. 改修建築士事務所 （ ）      4. 改修工事業者 （ ）
公表番号	（ ） -
抹消理由	